

**平成29年度地方独立行政法人京都市立病院機構放射線漏えい線量測定等業務
(医療法施行規則第30条の22第1項第1号該当部分)**

仕様書

平成29年度地方独立行政法人京都市立病院機構放射線漏えい線量測定等業務（ただし、医療法施行規則第30条の22第1項第1号該当部分）について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、以下のとおり必要な事項を定める。

1 作業場所、測定内容、測定方法等

（1）作業場所（測定対象）

ア 市立病院

1) 15号胸部・腹部断層撮影室	17) 歯科外来デンタル
2) 16号骨系全脊椎撮影室	18) 体外衝撃波結石破碎室
3) 17号骨系撮影室	19) 内視鏡検査室
4) 18号頭部撮影室	20) X線透視撮影室
5) 19号胸部腹部撮影室	21) O P室
6) 20号胸部腹部撮影室	22) 病棟ポータブル
7) 乳房撮影室	23) 胸部撮影室乳房撮影室
8) X-TV(1)	24) X-TV撮影室
9) 泌尿器科撮影室	25) CTシミュレーション
10) CT室(1)	26) 心血管撮影室
11) CT室(2)	27) PET-CT室
12) 血管造影室1	28) SPECT-CT室
13) 血管造影室2	29) 第1リニアック室
14) 救急撮影室	30) 第2リニアック室
15) 病棟ポータブル	31) 小線源治療室（アフターローディング装置）
16) 放射線治療腔内照射室	32) 血液照射装置

イ 京北病院

一般撮影室、X-TV、CT室、外科用イメージ、一般撮影装置（1台）

（2）測定箇所

ア 各画壁面において、画壁の外側の線量率が最も高くなると考えられる場所

イ 出入口の扉の外側

ウ その他の施設の構造上、漏えいの恐れのある場所

（3）測定方法

ア 測定器は、電離箱式サーベイメータ、シンチレーションサーベイメータ、中性子レムカウンターを用いること

イ 測定の高さは、各測定点の地上又は床上1mとする。

ウ 測定器の校正は年1回実施すること（電離箱サーベイメータの校正定数は、30keV～2MeVのエネルギー範囲において1.0とする。）

2 測定回数及び測定時期

年2回（6箇月ごとに1回）

日程については、甲乙間で協議にて行う。

3 結果報告

（1）乙は、甲に対し、測定終了後、結果報告書を3部提出すること

（2）乙は、報告書の内容について甲の確認を得たうえで、完了届を京都市立病院事務局職員担当に提出すること

4 委託料支払

委託料は、6箇月ごとに1回、結果報告書及び完了届の提出後、乙の請求に基づき、甲が委託料の2分の1に相当する金額（前期の金額に生じる1円未満の端数は切捨て、その結果生じる端数は後期に合算）を支払うものとする。

5 その他

- (1) 作業環境測定法に基づき行うものとする。
- (2) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合には、別途契約するものとする。
- (3) 受託者は、作業環境測定法第33条に規定する登録を受けていなければならない。
- (4) その他必要な事項については、甲乙間で協議のうえ定める。

以上